

## 監査委員公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の規定に基づく住民監査請求の結果を、次のように公表する。

令和5年10月18日

松阪市監査委員 達中 敏治  
松阪市監査委員 杉本 徳男  
松阪市監査委員 赤塚 かおり

### 第1 監査の請求

- 1 監査請求のあった日 令和5年8月21日
- 2 請求人 住所 三重県松阪市西町2561番地  
氏名 海住 恒幸

第2 請求の内容（原文のとおり。請求書の実証証明書の添付及び内容の記載については省略した。）

- (1) 松阪市民病院は、呼吸器センターの医師等職員に公費で購入させていたオーダースーツ等の衣服を「貸与」としているが、これは貸与とは認められず、現物給与にあたり、地方自治法第204条第3項、第204条の2、地方公務員法第24条第5項に違反している。そこで、現物給与を受け取った医師等、当該職員全員に対し、令和4年度から過去5年以上さかのぼって、購入に要した費用全額を返還させること
- (2) (1)の公費支出を松阪市民病院が認めてきたことは、同病院事務部が組織として公金の適正な管理を怠ったことを意味し、そのことにより同病院に損害を与えた。そこで、令和4年度より5年以上さかのぼり、公金の管理を怠ってきた事実を調査、確認のうえ、なおも損害の補填を怠る事実が継続していることを認め、措置すべき損害の回復を図るべく、管理を怠った事実により発生した損害分の支払いを同病院事務部当該職員（退職者を含む）に求めること

### 実証証明書

1. 甲1 治験収入等の支出状況（経営管理課経営管理係把握分）
2. 甲2 令和4年12月2日 松阪市議会一般質問会議録  
（海住恒幸の質問に対する石川圭一・市民病院事務部長答弁）

### 第3 請求書の受理

本請求は、令和5年8月21日に受け付け、一部補正の提出を求めた結果、受理前の要件審査では、おおむね所要の法定要件を具備しているものと認められるものの、監査請求期間が合规であるか判断できなかった。よって、これを受理し、本件監査に併せて法第242条第1項及び第2項の所定の要件を具備しているか否かを引き続き審査することとした。

### 第4 監査及び審査について

監査対象部局である松阪市民病院事務部より、法第199条第8項の規定に基づき、関係書類の提出を求め、請求人からの事実証明書とともに書類による調査を行った。

### 第5 請求人の陳述等

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に令和5年10月3日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

陳述において、請求人から新たな資料の提出はなく、陳述も請求書の内容を留めるものであった。

### 第6 監査対象部局の陳述等

監査委員は、令和5年9月27日に松阪市民病院事務部から弁明書及び本件に関する資料の提出を受けるとともに、令和5年10月3日に事情聴取を実施し、同日に陳述の機会を設けた。陳述は、弁明書の内容を留めるものであった。

なお、この陳述の聴取には、法第242条第8項の規定により請求人が立ち会った。

### 第7 結果

上記住民監査請求について、結果を次のとおり請求人に通知した。

海 住 恒 幸 様

松阪市監査委員 遠 中 敏 治  
松阪市監査委員 杉 本 徳 男  
松阪市監査委員 赤 塚 かおり

### 住民監査請求の監査結果について（通知）

令和 5 年 8 月 21 日に受理した住民監査請求（以下「本請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の規定に基づき、監査の結果を下記のとおり通知します。

### 記

#### 第 1 監査の請求

##### 1 請求の要旨（原文のまま）

- (1) 松阪市民病院は、呼吸器センターの医師等職員に公費で購入させていたオーダースーツ等の衣服を「貸与」としている。しかし、これは貸与とは認められず、現物給与にあたり、地方自治法第 204 条第 3 項、第 204 条の 2、地方公務員法第 24 条第 5 項に違反している。そこで、現物給与を受け取った医師等、当該職員全員に対し、令和 4 年度から過去 5 年以上さかのぼって、購入に要した費用全額を返還させること
- (2) (1) の公費支出を松阪市民病院が認めてきたことは、同病院事務部が組織として公金の適正な管理を怠ったことを意味し、そのことにより同病院に損害を与えた。そこで、令和 4 年度より 5 年以上さかのぼり、公金の管理を怠ってきた事実を調査、確認のうえ、なおも損害の補填を怠る事実が継続していることを認め、措置すべき損害の回復を図るべく、管理を怠った事実により発生した損害分の支払いを同病院事務部当該職員（退職者を含む）に求めること

##### 2 請求の受理

本請求は、令和 5 年 8 月 21 日に受け付け、一部補正の提出を求めた結果、受理前の要件審査では、おおむね所要の法定要件を具備しているものと認められるものの、監査請求期間が法規であるか判断できなかった。よって、これを受理し、本件監査に併せて法第 242 条第 1 項及び第 2 項の所定の要件を具備しているか否かを引き続き審査することとした。

## 第2 監査及び審査について

### 1 監査対象事項

本請求においては、以下を監査対象とした。

- ①公費で購入したとされるオーダースーツ等の衣服は現物給与にあたるか否かについて
- ②松阪市民病院事務部が組織として公金の適正な管理を怠る事実があるか否かについて

### 2 監査対象部局

松阪市民病院 事務部

### 3 証拠の提出及び陳述

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に令和5年10月3日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

なお、陳述において、請求人から新たな資料の提出はなく、陳述も請求書の内容を留めるものであった。

また、監査委員は令和5年9月27日に監査対象部局から弁明書及び本件に関する資料の提出を受けるとともに、10月3日に事情聴取を実施し、同日に陳述の機会を設けた。

なお、陳述は、弁明書の内容を留めるものであった。

### 4 監査請求期間が合規であるかの審査

請求人は、令和5年8月21日に請求書を提出しているが、審査の結果、請求人が問題としている財務会計行為の最終の支出日は、後記のとおり令和4年5月31日であることが判明したので、支出日から1年以上経過しており、請求人に法第242条第2項ただし書の正当な事由があるか否かが問題であるので、まずその争点について判断する。

請求人からの提出書面及び陳述、監査対象部局からの提出書面及び陳述並びに監査委員の調査により、監査請求期間が合規であるかについて、次のとおり検討を行った。

請求人の請求期日について、法第242条第1項で定める住民監査請求の請求期間について、同条第2項では、違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができないとされ、正当な理由があるときはこの限りでないとしている。

これについて請求人は、令和4年12月2日に市議会一般質問の過程で松阪市民病院事務部長から提供を受けた資料「治験収入等の支出状況」に「学会等着用スーツ等」の記載があることを確認し、このとき初めてオーダースーツ等の衣服の購入に公費が充てられていることを知り得たとし、それゆえ本請求が当該行為のあった日から1年以上経過したことに「正当な理由」があると主張し、平成27年度から令和4年度までの支出すべてについて監査を求めている。

この点について検討する。まず、「違法若しくは不当な公金の支出等の財務会計上の行為のあった日又は終わった日」についてであるが、監査対象のうち、令和4年度のスーツ等購入及び支出を最後に行った日が当該期日と解される。請求人の提出した資料により、金額と購入人数は明らかであったが、月日が不明であったため、当方が調査した結果、同病院が公費で請求の対象物品を購入（貸与）した時期は、令和4年5月19日、

支払日が令和4年5月31日と特定した。また、令和4年度に購入されたスーツ等の金額は、請求人が示した金額と一致していた。よって、本請求のあった日は、本件支出があった日からすでに1年以上を経過している。

次に、法第242条第2項ただし書の「正当な理由」があるときとは、住民監査請求の1年の請求期間が法律関係の早期安定を図る趣旨であると考えられることから、地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在及び内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に住民監査請求をした場合をいうと解するのが相当である（最高裁判所平成14年9月12日第一小法廷判決）。

さらに、最高裁判所平成14年10月15日第三小法廷判決は、当該普通地方公共団体の一般住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて上記の程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなくても、監査請求をした者が上記の程度に当該行為の存在及び内容を知ることができたと解される場合には、上記の正当な理由の有無は、そのように解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべきものとしている。

これについて調査した結果、令和5年2月24日開催の松阪市議会本会議議事録で、請求人は「この時点で、購入の年度・人員・金額等を把握している」という趣旨の発言を行っていることから、同時点で当該行為の内容を把握していたと解される。また、松阪市民病院の被服貸与規程にスーツが入っていないこと、スーツが支給ではなく貸与であることも、確認を行っている。

そして、「相当な期間内」の判断について、最高裁判所平成14年9月12日判決（前出）によれば、不明朗な支出であることが指摘された事実の新聞報道があった日から、84日を経過した日にはじめて監査請求を行った事案につき相当な期間内に監査請求をしたものということとはできないとされている。

本請求のあった日は、当該行為の内容を把握していたと解される日（令和5年2月24日）からすでに5カ月以上を要している。上記判例による判断に照らせば、本請求は、相当な期間内に行われておらず、正当な理由があるとはいえない。

以上により、本請求は、法第242条に定める住民監査請求の要件を具備しない請求であると判断せざるを得ない。

### 第3 結論

本請求については、法第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、却下する。